農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン

平成28年４月１日

第１　趣旨

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「法」という。）に基づく農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電による農山漁村の活性化に関する計画制度の適正な運用を図るため、このガイドラインを制定する。

第２　再生可能エネルギー発電設備

法第３条第２項の再生可能エネルギー発電設備は、以下の設備をいう。

①　太陽光パネル、風車、水車等再生可能エネルギー源を電気に変換する設備。また、小水力発電、地熱発電及びバイオマス発電のように、通常建屋を必要とする場合には、その建屋の敷地を含む。

②　①の設備の附属設備。蓄電池、パワーコンディショナー、管理施設、電線、電柱、導水路、地熱発電用井戸等①の設備を用いた発電、変電、送電又は配電に必要な設備を含む。木質バイオマスのストックヤード、コージェネレーション設備その他の①の設備の利用上必要であり、かつ、その規模がこれらの設備の利用のために適切な規模である設備を含む。

第３　農林地等

法第３条第３項の農林地等は、以下の土地をいう。

①　農用地及び開発して農用地とすることが適当な土地（法第３条第３項第１号）

農用地とは、農地法（昭和27年法律第229号）第２条第１項に規定する「農地」又は「採草放牧地」に該当する土地をいうものとする。

また、再生可能エネルギー発電設備の代替となる土地を農地又は採草放牧地として開発することも想定されることから、法第３条第３項第１号に掲げる土地には開発して農用地とすることが適当な土地を含むものとする。

②　混牧林地（法第３条第３項第２号）

法第３条第３項第２号に掲げる土地は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第４条第１項第２号に規定する土地に該当する土地（農用地及び林地を除く。）をいうものとする。

③　林地及び林地とすることが適当な土地（法第３条第３項第３号）

「林地」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第２条第１項に規定する「森林」の土地をいうものとする。

また、再生可能エネルギー発電設備の代替となる土地を林地とすることも想定されることから、法第３条第３項第３号に掲げる土地には「林地とすることが適当な土地」として植林に適した土地（農用地を除く。）を含むものとする。

④　施設用地（法第３条第３項第４号）

①から③までに掲げる土地以外の土地であって、再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業の健全な発展に資する施設（以下「農林漁業関連施設」という。）の用に供される土地及び開発して再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供されることが適当な土地をいうものとする。

⑤　①から④までに掲げる土地と一体的に利用される土地（法第３条第３項第５号）

土留等農林地（農用地及び林地をいう。以下同じ。）や施設用地の保全上必要な土地のほか、①から④までの土地に隣接し利用上一体となっている土地をいうものとする。

第４　市町村による基本計画の作成及び実施

１　総説

法第５条の規定に基づき市町村が作成する当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）は、この計画制度の中核を成すものであると同時に、当該市町村において再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に取り組む関係者の行動指針となるものである。

このため、市町村は、法第６条の規定に基づき組織する協議会の場の積極的な活用等により、地域の関係者の合意形成を図りながら、基本計画を作成するとともに、基本計画の内容が円滑かつ確実に実施されるよう、関係者に対し、それぞれの役割に応じた取組を果たすよう積極的に働きかけを行う。また、関係者の取組だけでは実施が困難な課題が生じた場合は、協議会の場における関係者間の議論や必要に応じた連携・協働等により、その解決に積極的に取り組むことが望ましい。

２　基本計画の作成（法第５条第２項及び第３項並びに農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第５条第３項の主務省令で定める事項を定める省令（平成26年農林水産省・経済産業省・環境省令第１号。以下「主務省令」という。））

（１）農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針（法第５条第２項第１号及び基本方針第５の１（１））

基本計画を作成しようとする市町村は、当該市町村の区域内においてどのような再生可能エネルギー電気の発電を促進するかについてのほか、当該市町村の区域において農林漁業が果たしている役割や現状、課題等を具体的に記載した上で、再生可能エネルギー電気の発電による収益等を活用した農林漁業の将来の発展方向について明らかにすることが必要である。

バイオマス発電設備の整備を促進する際には、バイオマス発電設備の安定的な稼働を図る観点から、地域外の原料を一定程度発電に活用することも想定されるが、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電を促進することにより農山漁村の活性化を図るという法の趣旨に鑑み、発電に供する原料として未利用間伐材等の地域に存するバイオマスを主に活用するもの（当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合について年間を通じて原則８割以上確保するものをいう。以下同じ。）を促進する旨を記載することが望ましい。

なお、（７）の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及び（８）の目標の達成状況についての評価に関する事項については、再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針と連動させる観点から、ここに併せて記載しても差し支えない。

（２）再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（法第５条第２項第２号並びに農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年５月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第２号。以下「基本方針」という。）第３及び第５の１（２））

日照量、風況、熱源分布、他産業への影響等の条件を考慮して定めるものとし、地番による表示、道路、河川等の境界による表示などにより、外縁が明確になるように定めるものとする。このため、縮尺２万5,000分の１以上の地図により再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（以下「設備整備区域」という。）を図示するものとする。設備整備区域に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合には、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第33号。以下「規則」という。）第３条及び基本方針第３に基づくこととなるが、その具体的な適用に当たっては、それぞれ以下の事項に留意するものとする。

① 設備整備区域に農用地を含めようとする場合（規則第３条第２号及び基本方針第３の２（１））

イ 設備整備区域に含まれる農用地が、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農用地又は甲種農地（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）でないこと（規則第３条第２号イ本文並びに基本方針第３の２（１）①のア及びイ）。

なお、農用地区域内の農用地については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第２項各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、農用地区域から除外し、設備整備区域に含めることが可能となる場合もある。この場合、法第５条第９項において、基本計画は農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律第８条に規定する農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）との調和が保たれたものでなければならないとされていることから、市町村は、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか十分検討した上で、基本計画に設備整備区域を定めることが必要となる。

ロ 設備整備区域に含まれる農用地が、第１種農地（農地法第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地のうち甲種農地以外の農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、以下のものについては、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農用地の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして、設備整備区域に含めることが可能である（規則第３条第２号イ及び基本方針第３の２（１）①イ）。

（ｉ）農用地として利用することが著しく困難であるものその他これに準ずるもの（規則第３条第２号イ（１））

農用地として利用することが著しく困難であるものその他これに準ずるものについては、第１種農地であっても設備整備区域に含めることが可能とされているが、その具体的な運用に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(ｲ) 農用地としての再生利用が困難な荒廃した農用地（基本方針第３の２（１）①イ（ｉ））

農地については、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年４月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。以下「荒廃農地調査要領」という。）に基づく調査により、荒廃農地調査要領７の②のＢ分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）に区分された荒廃農地であること。また、採草放牧地については、荒廃農地調査要領に準じて市町村が農業委員会の協力を得て調査を実施し、再生利用が困難と見込まれる荒廃した採草放牧地であることを確認したものであること。

(ﾛ) 農用地としての再生利用が可能な荒廃した農用地のうち、生産条件が不利で、相当期間耕作又は耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧（

以下「耕作等」という。）の用に供されず、かつ、当該農用地において耕作等を行う者を確保することができないため、今後耕作等の用に供される見込みがないもの（基本方針第３の２の（１）①イ（ⅱ））

「農用地としての再生利用が可能な荒廃した農用地」とは、農地については、荒廃農地調査要領に基づく調査により、荒廃農地調査要領７の①のＡ分類（再生利用が可能な荒廃農地）に区分された荒廃農地であること。また、採草放牧地については、荒廃農地調査要領に準じて市町村が農業委員会の協力を得て調査を実施し、再生利用が可能な荒廃した採草放牧地であることを確認したものであること。

なお、「生産条件が不利で、相当期間耕作等の用に供されず、かつ、当該農用地において耕作等を行う者を確保することができないため、今後耕作等の用に供される見込みがないもの」については、市町村は関係機関からの聞取りや現地調査等を行い、以下により判断するものとする。

・　「生産条件が不利」とは、ほ場の区画の規模や形状、傾斜、農道の整備状況等から、生産条件が不利であることをいい、例えば、ほ場が狭小、不整形、傾斜がきつい、耕土が薄い、礫が多い、農道が未整備等が考えられる。

・　「相当期間耕作等の用に供されず」とは、耕作等の放棄により、通常の農作業では農作物の栽培が客観的に不可能となっている状況が続いており、近い将来、（ｲ）となることが見込まれることをいう。

・　「当該農用地において耕作等を行う者を確保することができないため、今後、耕作等の用に供される見込みのないもの」とは、公的主体による農用地の利用関係の調整を行ってもなお当該農用地において耕作等を行う者を確保することができる見込みがないと認められる農用地をいう。例えば、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。）が同法第20条第１号の規定により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除した農地や農地法第34条の規定に基づく農業委員会によるあっせんその他農地の利用関係の調整を行ってもなお受け手を確保することができなかった農地などが該当する。ただし、市町村や都道府県等が当該農用地を含む地域において、荒廃農地の再生利用対策や農業生産基盤整備事業等を実施する予定がある場合は、これには該当しない。

（ⅱ）風力発電設備、小水力発電設備又は附属設備の用に供する農用地（規則第３条第２号イ（２）及び基本方針第３の２（１）②）

風力発電設備、小水力発電設備及び附属設備（以下「風力発電設備等」という。）については、風況などの関係から立地場所が制約されること、転用される農用地の面積が限定的であること等から、第１種農地であっても風力発電設備等の用に供することが必要かつ適当であって、市町村の区域内の他の土地で代替することが困難であると認められること等一定の要件を満たす場合には、設備整備区域に含めることが可能とされているが、この要件の判断に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(ｲ) 再生可能エネルギー発電設備の用に供することが必要かつ適当であって、市町村の区域内の他の土地をもって代えることが困難であると認められること（規則第３条第２号イ（２））

・　「再生可能エネルギー発電設備の用に供することが必要かつ適当」については、市町村の区域内の土地の利用状況並びに当該再生可能エネルギー発電

設備の具体的な需要及び通常の利用形態からみて当該土地を含めることが必要であることや、その規模が当該設備の通常必要とされる面積等から見て過大なものでないことから判断するものとする。

・　「市町村の区域内の他の土地をもって代えることが困難であると認められること」については、市町村の区域内に代替することが可能な農用地以外の土地や第１種農地（（ｉ）の農用地を除く。）以外の農用地（農用地区域内の農用地及び甲種農地を除く。）があるか否かにより判断するものとする。

(ﾛ) 各設備ごとの個別の要件（規則第３条第２号イ（２）の（ｉ）から（ⅲ）まで）

(a) 風力発電設備

年間を通じて安定的に風量が観測され、風力発電設備を用いた効率的な発電が可能であると見込まれる土地であって、当該風力発電設備の用に供するものを設備整備区域に含めることが可能とされているが、この場合、沿道など農用地の周辺部にある土地について、必要最小限の範囲で設備整備区域に含めるものとする。

(b) 小水力発電設備

かんがい、利水その他の発電以外の目的で取水し、又は放流する流水を利用して発電（従属発電）する小水力発電設備（非かんがい期も含めて発電用水利権を取得し、発電する設備を含む。）を用いて、農業用用水路や小河川等の落差を利用した効率的な発電が可能であると見込まれる土地であって、当該小水力発電設備の用に供するものを設備整備区域に含めることが可能とされているが、この場合、農業用用水路等から取水する導水路を埋設管にするなどして、必要最小限の範囲で設備整備区域に含めるものとする。

(c) 附属設備

第２の②の附属設備であって、再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものの用に供する土地を設備整備区域に含めることが可能とされているが、この場合、沿道など農用地の周辺部にある土地について、管理用道路として既存の道路を用いるなどして、必要最小限の範囲で設備整備区域に含めるものとする。

ハ　設備整備区域の設定により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること（規則第３条第２号ロ及び基本方針第３の２（１）①）。

以下の場合には、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

（ｉ）設備整備区域が、集団的な農用地の中央部に介在するように設定されることにより、高性能農業機械による営農等に支障が生じる場合

（ⅱ）設備整備区域を定めたことにより、今後の農業生産基盤整備事業の実施や農地流動化施策の推進等に支障が生じる場合

また、地域の農業を担うべき者への農用地の利用集積等の推進に支障を及ぼすおそれがないようにすることが適当であると考えられる。

ニ　設備整備区域の設定について農業上の土地利用との調整を十分行うこと。

市町村は、設備整備区域に農用地を含めようとする場合には、次の（ｉ）又は（ⅱ）により、規則第３条第１号及び第２号の要件並びに基本方針第３の１及び２の基準を基に、農業上の土地利用との調整を行うことが適当と考えられる。

なお、設備整備区域内の第１種農地を転用しようとする場合にあっては、農地法

施行規則（昭和27年農林省令第79号）第37条第13号の規定により、転用不許可の例外に該当する場合があるが、この場合、設備整備区域に第１種農地を含めようとする段階で、当該設備整備区域について農業上の土地利用との調整が調ったものであることが必要となることに十分留意するものとする。

（ｉ）指定市町村以外の場合

市町村が指定市町村（農地法第４条第１項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、以下により調整を行うこと。

(ｲ) 市町村は、設備整備区域に農用地を含めようとする場合には、あらかじめ、農業委員会から当該農用地の選定について意見を聴いた上で、都道府県の農地転用担当部局と調整を行う。

(ﾛ) 都道府県の農地転用担当部局は、設備整備区域に農用地を含めることについて調整を求められたときは、規則第３条第１号及び第２号の要件並びに基本方針第３の１及び２の基準を基に、市町村と十分調整する。

なお、この調整により、当該要件等を満たすと判断された場合に農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱うこととする。

(ﾊ) 市町村が法第６条第１項に基づき協議会を組織しており、協議会に、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第42条第１項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）及び都道府県が構成員として参加している場合において、当該協議会における協議により、これらの者が、設備整備区域に含めようとする農用地が規則第３条第１号及び第２号の要件を満たし、また、基本方針第３の１及び２の基準に従っていると判断したときは、(ｲ)及び(ﾛ)にかかわらず、農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱って差し支えない。

（ⅱ）指定市町村の場合

市町村が指定市町村の場合にあっては、以下により調整を行うこと。

(ｲ) 指定市町村の法担当部局は、設備整備区域に農用地を含めようとする場合には、あらかじめ、農業委員会から当該農用地の選定について意見を聴いた上で、規則第３条第１号及び第２号の要件並びに基本方針第３の１及び２の基準を基に、当該指定市町村の農地転用担当部局と十分調整を行う。

なお、この調整により、当該要件等を満たすと判断された場合に農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱うこととする。

(ﾛ) 指定市町村が法第６条第１項に基づき協議会を組織しており、協議会に、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構及び都道府県が構成員として参加している場合において、当該協議会における協議により、これらの者が、設備整備区域に含めようとする農用地が規則第３条第１号及び第２号の要件を満たし、また、基本方針第３の１及び２の基準に従っていると判断したときは、(ｲ)にかかわらず、農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱って差し支えない。

② 設備整備区域に林地を含めようとする場合（規則第３条第３号及び基本方針第３の２（２））

保安林として指定されていない森林に係る林地を優先的に用いるものとするとともに、設備整備区域に保安林に係る林地を含める必要がある場合には、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないようにすること。

設備整備区域に国有林野を含めようとする場合には、当該設備整備区域をその管轄

区域に含む森林管理局との間で十分な事前調整を行うとともに、国有林野の管理経営に支障を生じないよう、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第６条第１項の規定により定められた地域管理経営計画との調和を図るとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要最小限の範囲とすること。

また、法第５条第９項において、基本計画は地域森林計画（森林法第５条に規定する地域森林計画をいう。以下同じ）その他法律の規定による森林の整備に関する計画との調和が保たれたものでなければならないとされていることから、市町村は、地域森林計画、市町村森林整備計画（森林法第10条の５に規定する市町村森林整備計画をいう。）等の達成に支障がないか十分検討した上で、基本計画に設備整備区域を定めることが必要となること。

③　設備整備区域に漁港又はその周辺の水域を含めようとする場合（規則第３条第４号及び基本方針第３の２（３））

漁港又はその周辺の水域を設備整備区域に含めようとする場合には、その漁港を管理する漁港管理者等との間で十分な事前調整を行うとともに、当該漁港の利用又は保全及び当該水域における漁船の航行、漁業の操業等に支障を及ぼさないこと。

（３）再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模（法第５条第２項第３号及び基本方針第５の１（３））

（２）の区域において整備を促進することとする再生可能エネルギー発電設備ごとに、当該区域における再生可能エネルギー源の賦存量を考慮の上、太陽光発電、風力発電、小水力発電、地熱発電、バイオマス発電等の発電設備の種類（エネルギー源）及び当該発電設備の最大発電出力（ｋＷ）を定めるものとする。

（４）再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該区域において実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項（法第５条第２項第４号及び基本方針第４の３）

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて、荒廃農地の再生や農地の集約化を行う場合に、この事項を定める。

（５）再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項（法第５条第２項第５号及び基本方針第４）

①　農林漁業関連施設の整備

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林漁業関連施設の整備を行う場合に定める。農林漁業関連施設には以下の施設を含むものとする。

イ　農業用施設（規則第１条第１号）

育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設等

ロ　林業用施設（規則第１条第２号）

貯木場、木材処理加工施設、木材集出荷販売施設、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設等

ハ　漁業用施設（規則第１条第３号）

漁獲物鮮度保持施設、養殖用種苗生産施設、浮き魚礁、漁船保全修理施設、養殖施設、漁獲物加工処理施設等

ニ　基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の区域内において生産された農林水産物（以下「区域内農林水産物」という。）及びその生産若し

くは加工に伴い副次的に得られた物品を主たる原材料とする製品を製造するための施設（規則第１条第４号）

ジャム等の加工品を製造する施設、木質ペレット製造施設等

ホ　主として区域内農林水産物又はその加工品を販売するための施設（規則第１条第５号）

直売所、道の駅等

ヘ　区域内農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店（規則第１条第６号）

農家レストラン等

ト　農林漁業の体験のための施設（規則第１条第７号）

農林漁家民宿、市民農園等

チ　イからトまでに掲げる施設に附帯する施設（規則第１条第８号）

イからトまでに掲げる施設の利用上必要な施設

②　農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進

農林漁業者自らが再生可能エネルギー電気の発電を行う場合においても、自らの農林漁業経営の改善を含め、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う必要があることに留意する。また、農業協同組合や土地改良区等の農林漁業者が組織する団体が再生可能エネルギー電気の発電を行う場合にあっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）や土地改良法（昭和24年法律第195号）等で認められている範囲内で、当該発電及び農林漁業の健全な発展に資する取組のいずれも当該団体の組合員のために行うものとする。

再生可能エネルギー電気の自家利用を行う場合には、売電収益を得られないため発電コストを賄うことが困難となる場合も想定されることから、再生可能エネルギー電気の自家利用を作物のブランド化に活用するなど、コストの問題を克服するための工夫をすべきである。

また、再生可能エネルギー電気の発電と併せて、発生する熱の供給を行う場合は、それに伴って必要となるコージェネレーション設備等の費用や需要の有無に留意する必要がある。

③　農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進

バイオマスを利用した取組を行う場合には、研究・実証段階の技術を用いた取組はコストが高くなったり、実用化までに時間を要したりすることから、バイオマス事業化戦略（平成24年９月６日バイオマス活用推進会議決定）を参考に、実用化技術を用いた取組を行うことが望ましい。

なお、農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項については、必要に応じてその内容を見直し、地域の農林漁業の現状を踏まえたものとすることが重要である。また、再生可能エネルギー発電事業の売電収益の一部を基金化し、その用途をあらかじめ複数定め、その時々の課題に応じた用途に支出することも差し支えない。

（６）自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項（法第５条第３項）

基本方針第６の１の内容のうち「自然環境の保全との調和に配慮する」とは、希少な野生動植物及びその生息・生育環境の保全上重要な地域、渡り鳥の重要な渡来地及び経路、生物多様性の保全上重要な植物群落及び湿地、優れた自然の風景地、重要な地形及び地質、良好な水環境を有する場所等を特定し、設備整備区域を設定する際には、それ

らに対する影響を回避することである。また、「自然環境に与える影響を調査し、その対策について検討する」とは、基本方針第６の４を踏まえ、環境影響評価法（平成９年法律第81号）又は地方公共団体が定める条例に基づく環境影響評価の実施要件に該当する場合はそれを適切に実施するとともに、それ以外の場合であっても必要に応じて、市町村又は再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者（以下「設備整備者」という。）が自然環境に与える影響を環境影響評価と同様の手法により、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年１月環境省公表）、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省公表）をはじめとする各種ガイドラインを参照しつつ、調査し、対策を検討することである。

以上を踏まえ、自然環境の保全との調和に対する配慮、基本方針第６の１①から④までに掲げる地域等の保全への支障を生じさせない配慮、自然環境に与える影響の調査・検討の実施、周辺住民の生活環境に対する影響の低減等の具体的な内容等市町村の区域における再生可能エネルギー電気の発電について配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

（７）農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標（主務省令第１号及び基本方針第５の１（４））

市町村の区域において法に基づき整備される再生可能エネルギー発電設備の総設備容量、当該再生可能エネルギー発電設備の総発電量、設備整備計画の認定件数、再生可能エネルギー電気の発電による所得の向上等の目標（目標の達成時期を含む。）を定めるよう努めるものとする。

（８）目標の達成状況についての評価に関する事項（主務省令第２号及び基本方針第５の１（４））

法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、基本計画の作成主体である市町村は、その実施状況について自己評価することが重要である。そのため、認定に係る設備整備計画（以下「認定設備整備計画」という。）の実施状況の調査、目標が達成されない場合の原因分析等の基本計画の目標の達成状況の評価の方法を定めるよう努めるものとする。

（９）再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項（主務省令第３号）

基本方針第５の８を踏まえ、再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時に再生可能エネルギー発電設備が放置されないよう、当該設備の撤去に係る費用負担等について定めるものとする。また、認定設備整備計画が農地法、森林法等の特例措置を受けているものである場合には、当該認定設備整備計画の内容に反して再生可能エネルギー発電設備の整備を中止したとき等土地等の原状回復が必要となるときには、それを適切に行うことを定めるものとする。

(10) 基本計画の作成についての提案に関する留意事項（法第５条第６項及び第７項並びに基本方針第５の２）

設備整備者から基本計画の作成についての提案を受けた市町村は、基本計画の作成の要否について検討を行い、基本計画の作成の必要がないと判断したときは、書面等によりその旨及びその具体的な理由を当該提案をした者に対し通知するよう努めなければならないが、基本計画の作成の必要があると判断したときについても、書面等によりその

旨を当該提案をした者に対し通知することが望ましい。

(11) その他（基本方針第４の４）

基本計画においては、基本方針第４の２を参考として、農林漁業の健全な発展に資する取組を具体的に定めた上で、地域の活性化における課題が多様であることから、当該取組以外の望ましい取組として、地域の実情に応じた再生可能エネルギー電気の有効な活用方法（例：災害時の学校、病院等の公共施設への電力の優先供給等）について定めることも差し支えない。

また、再生可能エネルギー発電事業の売電収益から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代等に代えて毎年の売電収益の一定割合を地権者に支払う取組だけでは、通常の賃貸借契約と変わるものではなく、再生可能エネルギー電気の発電による利益を農林漁業に還元しているものとは認められないことから、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならないことに留意する必要がある。

３　基本計画の公表（法第５条第11項及び基本方針第５の５）

市町村が基本計画を作成し、又は変更した場合には、現場における法の適確な実施に資する観点から、市町村と国の相談窓口（基本方針第２の１（７）の「国の相談窓口」をいう。）との間で、基本計画の作成又は変更を行った旨、その内容等を共有することが望ましい。

４　基本計画の変更（法第５条第12項）

計画作成市町村は、地域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の進展度合い、地域経済、社会の状況等を踏まえ、又は設備整備者による提案等により必要が生じたときは、協議会における協議を通じて、基本計画の内容を見直すよう努めるものとする。

第５　農林地所有権移転等促進事業

１　趣旨（法第５条第４項及び基本方針第５の１（５））

農林地所有権移転等促進事業は、再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備とその周辺の地域における農地の集約化等農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため、農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）を一括して行うことを可能とする制度である。所有権の移転等を円滑に行うため、基本計画に定めた第４の２（４）の区域において、農林地所有権移転等促進事業が行われることが望ましい。

２　農林地所有権移転等促進事業に関して基本計画に定めるべき事項（法第５条第４項、規則第２条及び基本方針第５の１（５））

農林地所有権移転等促進事業に関して基本計画に定めるべき事項については、以下に留意するものとする。

①　農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針（法第５条第４項第１号及び基本方針第５の１（５）①）

市町村は、再生利用が困難な荒廃農地の有効活用や農業の担い手への農地の集約化等当該市町村の区域内でこの事業が行われることの具体的な意義を明らかにするものとする。

② 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法（法第５条第４項第２号及び基本方針第５の１（５）②）

本事業により移転される所有権の移転の対価については、地域における他の再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格や農地価格等の形成を不当に歪めることとならないよう、同種の再生可能エネルギー発電設備の整備や農林地の農林業上の利用を行う場合の地代等を勘案して定めることが重要である。対象となる土地が地価公示法（昭和44年法律第49号）第２条第１項に規定する都市計画区域に所在し、かつ同法第６条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものである場合には、公示価格を基準とした価額を基礎として算定する旨を定めることが重要である。

また、移転される所有権の移転の対価の支払の方法については、所有権移転等促進計画に定める支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関口座に振り込む旨又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う旨を定めることが望ましい。

③ 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転される権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法（法第５条第４項第３号及び基本方針第５の１（５）②）

イ 地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準については、以下のとおり定めることが望ましい。

・ 再生可能エネルギー発電設備の用地として利用する場合にあっては、設備整備計画における再生可能エネルギー発電設備の使用期間等を踏まえた期間を設定する。
・ 農林漁業関連施設の用地として利用する場合にあっては、その耐用年数、その運営に係る事業計画の年数等を考慮した期間を設定する。
・ 農用地として利用する場合の土地の権利の存続期間については、農用地の利用調整を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ関係農業者の多くが希望する期間を設定する。
・ 林地として利用する場合にあっては、森林の生育に係る期間が通常数十年と長いことに配慮した期間を設定する。

また、その残存期間に関する基準については、移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間を基準として定めることが望ましい。

ロ 地代又は借賃の算定基準については、以下のとおり定めることが望ましい。

・ 再生可能エネルギー発電設備の用地の地代又は借賃については、当該市町村の他の区域における再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格を調査した上で算定する。
・ 農林漁業関連施設の用地については、近傍の同種の施設用地の地代又は借賃の額に比準して算定する。
・ 農地の地代又は借賃については、農業委員会が提供している農地の借賃等に関する情報も参考にしつつ、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
・ 採草放牧地又は林地については、それぞれ近傍の採草放牧地又は林地の地代又は借賃の額に比準して算定する。

また、その支払の方法については、関係者に不利益が生じない範囲で極力簡便な方法にすることが望ましい。したがって、一般的な方法としては、地代又は借賃は毎年所有権移転等促進計画に定める日までに、口座振込、持参等により、当該年に係る地代又は借賃の全額を一度に支払う旨を定めることが適当である。

④ 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃

借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地についての所有権の移転等に係る法律関係に関する事項（規則第２条）

イ　規則第２条の農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件として、所有権移転等促進計画において定める有益費の償還等権利の条件に関する事項を定めるものとする。

ロ　同条のその他農用地についての所有権の移転等に係る法律関係に関する事項として、農林地所有権移転等促進事業の実施によって成立する当事者間の契約の種類（売買、贈与等）を定めるものとする。

３　所有権移転等促進計画の作成（法第16条第１項及び基本方針第５の１（５）③）

農林地所有権移転等促進事業に関する事項が記載された基本計画を作成した計画作成市町村は、設備整備計画の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）から認定設備整備計画に従って農林地等について所有権の移転等を受けたい旨の申出があった場合や、認定設備整備計画に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備を契機として周辺の農地の集約化に向けた農林地等の所有権の移転等を進めることが適当と計画作成市町村が判断した場合等であって、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、様式例第１号を参考として、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

４　所有権移転等促進計画の記載事項（法第16条第２項及び規則第５条）

所有権移転等促進計画には、法第16条第２項各号に掲げる事項及び規則第５条各号に掲げる事項を定めるものとする。このうち、規則第５条第２号イに掲げる事項については、以下の事項を定めるものとする。

①　法第16条第２項第１号に規定する者又はその世帯員等（農地法第２条第２項に規定する世帯員等をいう。以下同じ。）が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農用地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現にその耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積

②　法第16条第２項第１号に規定する者が個人である場合にあっては法第16条第２項第１項に規定する者又はその世帯員等がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びこれらの者が当該事業につきその労働力以外の労働力に依存している状況、法人である場合にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況

③　法第16条第２項第１号に規定する者又はその世帯員等がその耕作又は養畜の事業に供している農機具及び家畜の状況

５　所有権移転等促進計画の作成に当たっての留意事項（法第16条第３項及び基本方針第５の１（５）③）

計画作成市町村は、所有権移転等促進計画の作成に当たっては、以下の事項に留意することが望ましい。

①　所有権移転等促進計画の内容が基本計画に適合するものであること。

②　所有権の移転等に係る当事者全ての合意が得られていること。また、その合意を円滑に得るために、あらかじめ農業委員会等の関係者の協力を得るなどして、所有権移転等促進計画の案を作成すること。その際、土地の所有者が明確でない場合にあっては、所有者の確認作業、不在地主との調整、土地の効率的かつ総合的な利用の確保に関する地域の合意形成等に努めること。

③　所有権の移転等が行われる土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置

及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。なお、その他の土地利用に関する計画には、国土利用計画、土地利用基本計画等が含まれる。また、当該利用目的に関し、農業振興地域整備計画や都市計画等への適合性の判断及び公共施設の整備状況、周辺の土地利用の状況等を勘案した判断等様々な観点があるため、それらにふさわしい部局が緊密に連携を図りつつ処理すること。

④　所有権移転等促進計画には、農用地についての所有権の移転等が含まれており、かつ、認定設備整備計画に従って行う再生可能エネルギー発電設備等（再生可能エネルギー発電設備及び農林漁業関連施設をいう。以下同じ。）の整備に係る所有権の移転等が含まれていなければならないこと。

⑤　所有権の移転等の対象となる土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の後の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合には、農業委員会と事前調整を行い、農地法第３条第２項各号に該当しないことを確認すること。

6　農業委員会の決定（法第16条第１項及び規則第４条）

（１）計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めようとするときは、所有権の移転等に係る土地ごとに、所有権の移転等を受ける者及び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得た上で、農業委員会に諮り、その決定を経なければならない。

（２）所有権移転等促進計画を農業委員会の決定に係らしめているのは、農業委員会はその重要な任務の一つとして農用地の利用関係の調整に関する事務を担っていることによるものである。この場合、当該所有権移転等促進計画全体について農業委員会が決定することとしているが、農用地以外の土地に係る権利関係の調整について判断するものではない。

（３）農業委員会は、所有権移転等促進計画について決定を行うときは、農用地の権利移動が適切に行われることを旨として、当該決定に要する期間その他認定設備整備計画の円滑な達成を図るために必要な事項につき適切な配慮をするものとするとされている。したがって、農業委員会は、法の担当部局から所有権移転等促進計画の作成に係る事前相談があった場合には、これに応じるとともに、所有権移転等促進計画の決定に係る事務処理を遅滞なく完了させるよう努めるものとすることが望ましい。

7　嘱託登記の活用（法第19条及び基本方針第５の１（５）④）

農林地所有権移転等促進事業の効果的な実施の観点から、計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定め、その旨の公告をした場合には、速やかに所有権の移転等の内容について登記をすることにより、権利関係を安定させることが重要である。この観点から、法第17条の規定による公告があった所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、法第19条の規定に基づき、権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成６年政令第258号）の一部が改正され、不動産登記法（平成16年法律第123号）の特例が措置がされている。

計画作成市町村は、同政令の定めるところにより、所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記について、これらの権利を取得した者の請求があるときは、速やかに、これらの権利の登記を嘱託するよう努めるものとする。

（１）市町村による登記の嘱託

①　法第18条の規定により所有権の移転等が行われた場合、所有権の移転等を受けた者からの請求があるときは、計画作成市町村は、その者のために所有権の移転等の登記を嘱託しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第２条）。

②　①により登記を嘱託する場合には、不動産登記令（平成16年政令第379号）第３条各号に掲げる事項のほか、嘱託する旨の記載をするとともに、第17条の規定による公告があったことを証明する書面及び登記義務者の承諾書を添付しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第３条）。

③　登記官は、登記完了時に登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知するとともに、当該通知を受けた嘱託者は、遅滞なく、登記権利者に通知しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第４条）。

（２）代位による登記の嘱託

①　計画作成市町村は、所有権移転等促進計画に係る所有権の移転等についての登記を嘱託する場合、必要があれば、土地の表示の変更の登記等について、代位による登記の嘱託をすることができるものとする（権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第５条）。

②　登記官は、登記完了時に、（１）③と同様に、登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知するとともに、当該通知を受けた嘱託者は、遅滞なく、登記権利者に通知しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第６条）。

なお、市町村は、基本計画において農林地所有権移転等促進事業に関する事項を定める場合には、所有権移転等促進計画を活用することに加え、嘱託登記の制度が活用されるよう関係者に対する周知を徹底するよう努めるものとする。

第６　協議会

１　協議会の構成員（法第６条第２項及び基本方針第５の６（１））

基本方針第５の６（１）に即して、市町村の状況に応じて適切な構成員により協議会を組織することが望ましい。また、基本計画の実施の状況を踏まえ、基本計画の円滑かつ適確な実施のために協議会の構成員の追加等が必要である場合にも、同様とする。

なお、バイオマス発電の原料として当該市町村の区域内又は近隣の市町村等から未利用間伐材や家畜排せつ物等が供給される場合にあっては、原料の安定供給体制を構築するため、原料の供給に関与する農林漁業者等を構成員とすることが望ましい。

２　協議会の主な協議事項（基本方針第５の６（２））

協議会においては、基本方針第５の６（２）に即して、市町村の状況に応じた協議を行うことが望ましい。市町村が作成しようとする基本計画において、バイオマス発電設備の整備を促進しようとする場合にあっては、基本方針第５の６（２）②アに即して、設備整備区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担を協議する際に、発電のために供給される原料の種類及び量、価格等を明らかにし、協議が調った事項については

様式例第３号を参考として保存することが望ましい。

３　協議会の運営に当たっての留意点（法第６条第３項及び第４項並びに基本方針第５の３及び６（３））

法第６条第４項の協議会が定める協議会の運営に必要な事項として、協議を円滑に進める観点から、様式例第２号を参考として、協議会の規約等を作成するものとする。規約等に規定する事項は、地域の実情に応じて適切な内容を定めるものとするものとし、名称、設置目的、協議事項、構成員、会議運営方法（会議の定足数、採決方法、会議の議事録の公表方法等）等に関する規定を置くものとする。その際、基本方針に定めることのほか、以下に留意することが望ましい。

①　法第６条第３項の「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない」旨を端的に明記することが望ましい。

②　協議会において協議が調った事項については、様式例第３号を参考として書面により、その結果をまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により広く一般に周知することが望ましい。

③　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の整備及びそれと併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組は、地域の農林漁業の振興及び温暖化対策など他の分野と関連するものであるが、これらの分野において既に協議会が設けられている場合には、これらの協議会と連携したり、協議すべき事項が重なる協議会については構成員に必要な構成員を追加することにより、複数の協議会を兼ねるものとするなど、これらの既存の関係者の協議を行う組織、機関等における取組との相乗効果を発揮させるよう運用することが望ましい。

第７　設備整備計画の作成

１　設備整備計画の記載事項（法第７条第２項及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令（平成26年農林水産省・環境省令第１号。以下「計画認定省令」という。）第２条）

設備整備計画に定めるべき事項については、基本方針及び計画認定省令に定めるもののほか、以下に留意するものとする。

（１）整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の内容並びに当該整備を行う期間（法第７条第２項第１号）

再生可能エネルギー発電設備の発電設備の種類については、バイオマス由来の発電設備である場合、バイオマスの種類（木質、家畜排せつ物、食品廃棄物等）及び発電方式（直接燃焼型、メタンガス発酵型等）を記載するものとする。

（２）再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項（計画認定省令第２条第２号）

その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項としては、事前の環境影響評価の実施や騒音・臭気等の抑制等の周囲の地域住民に対して配慮する事項等について記載することが望ましい。

（３）整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項（計画認定省令第２条第３号及び基本方針第５の８）

第４の２（９）のような土地等の原状回復が必要となる場合には、設備整備計画に当

該原状回復についての事項を記載するものとする。当該事項については、地権者等との契約書等において原状回復の取決めとして、「土地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者」、「原状回復に係る費用負担の方法」、「原状回復がなされないときの損害賠償」及び「土地貸与期間の中途の契約終了時における違約金」等を明記することが適当である。

2　申請に必要な書類（法第７条第１項及び計画認定省令第１条）

設備整備計画の申請に必要な書類については、法及び計画認定省令に定めるもののほか、以下の点に留意するものとする。

①　バイオマス発電設備の整備に必要な書類

バイオマス発電設備の整備をしようとする場合には、計画認定省令第１条第２項第４号の整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備等の規模及び構造を明らかにした図面を補足する書類等として、協議会での関係者の協議等を基にした原料調達先との契約書の写し等調達先や量、価格が分かる資料を添付するものとする。なお、畜産農家が家畜排せつ物を活用してバイオマス発電を行うなど、自らの活動に伴いバイオマスを得る場合には、その発生由来及び量が分かる資料を添付するものとする。

②　海岸法に係る手続に必要な書類

海岸管理者によっては、海岸法（昭和31年法律第101号）の許可手続に必要な書類を別に求めている場合があることから、海岸法の許可を受けなければならない行為を記載した設備整備計画の申請に際しては、必要に応じ、計画作成市町村から設備整備者に対し、海岸管理者が必要と認める書類を添付することを求めることが適当である。

③　自然公園法に係る手続に必要な書類（計画認定省令第１条第２項第８号ホ）

自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第３項の許可を受けなければならない行為を記載した設備整備計画については、当該設備整備計画についての計画作成市町村から環境大臣又は都道府県知事に対する協議に際して、環境大臣又は都道府県知事が当該行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認める場合には、計画作成市町村から設備整備者に対し、計画認定省令第１条第２項第８号ホ（１）から（４）までに掲げる書類を提出することを求めるものとする。

④　温泉法に係る手続に必要な書類（計画認定省令第１条第２項第10号ホ及び第11号ホ）

温泉法（昭和23年法律第125号）の許可を受けなければならない行為を記載した設備整備計画については、当該設備整備計画についての計画作成市町村から都道府県知事に対する協議に際して、温泉法の許可要件に該当するかどうかを審査するために必要と認める場合にあっては、計画作成市町村から設備整備者に対し、都道府県知事がこの審査に必要と認める書類を提出することを求めるものとする。

第８　設備整備計画の認定等

1　認定の基準（法第７条第３項第１号及び基本方針第５の７（２）③）

計画作成市町村は、設備整備者から設備整備計画の認定の申請があった場合には、以下の観点から審査を行い、当該設備整備計画の内容が適当と認められるときには、当該設備整備計画の認定をするものとする。また、必要に応じ、協議会における協議を行い、専門家の知見を活用したり、当該設備整備計画に対する地域の関係者の同意を得たりすることが望ましい。計画作成市町村が設備整備計画の認定をする場合には、様式例第４号を参考として、書面により通知することが望ましい。また、認定をしない場合には、様式例第５号を参考として、その理由を明記した上で、書面により通知するものとする。

① 基本計画への適合性

計画作成市町村が作成した基本計画の内容に照らし、設備整備計画に基づき整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類、規模（最大発電出力）、その用に供する土地の所在、その撤去及び原状回復の方法等が適当であり、かつ、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容が適当であるかを確認する。

② 実施可能性

再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組の実施に係る資金計画が適切であるか、資金調達の目途が立っているか、設備整備計画に関係する地権者の同意が取り付けられているかなどについて確認する。申請者が法人や法人でない団体である場合には、定款や規約等の内容に照らし、再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことが可能であるかを確認する。また、環境影響評価の実施や固定価格買取制度に基づく認定等の再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な他の手続の状況について確認する。

特に、バイオマス発電については、発電設備の使用期間にわたって安定的に稼働できるよう、設備整備計画が地域に存するバイオマスを主に活用するものとなっているか、地域の関係者の合意を得ているか、発電に供する原料の安定供給体制が構築されているかについて、協議会での協議結果等を参考にしつつ、確認する。

2 農地法、漁港漁場整備法又は海岸法の許可に係る設備整備計画の認定の留意事項（法第７条第３項第２号及び第３号並びに基本方針第５の７（２）①）

（１）農地法の許可に係る設備整備計画の認定の留意事項

① 指定市町村による認定

指定市町村は、再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合において、法第７条第３項に基づき設備整備計画を認定しようとするときは、当該行為が法第７条第５項各号に掲げる要件に該当することを確認するに当たり、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第２の１及び４に留意するものとする。

② 農業委員会からの意見の聴取

指定市町村は、法第７条第３項の設備整備計画の認定をしようとするときは、同条第15項において準用する同条第11項第１号の規定に基づき農業委員会の意見を聴かなければならないとされているが、農業委員会は、運用通知の第２の２及び５に留意することが適当である。

③ 設備整備計画に対する認定に係る協議

当該指定市町村の長が行う法第７条第15項において準用する同条第９項第１号に掲げる行為に係る同項の協議は、様式例第13号を参考として、書面により行うものとする。

（２）漁港漁場整備法又は海岸法の許可に係る設備整備計画の認定の留意事項

認定の申請のあった設備整備計画に漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）又は海岸法の許可に係る行為（計画作成市町村の許可に係るものに限る。）が記載されている場合には、計画作成市町村は、１①及び②に加え、当該行為について漁港漁場整備法又は海岸法の許可基準に照らし、審査を行うものとする。

3 条件の付与

計画作成市町村は、認定設備整備計画の確実な実施を確保するため、設備整備計画の認定に当たって、設備整備者に対して認定設備整備計画の進捗状況を定期的に報告すること、

再生可能エネルギー発電設備の使用期間及び再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間の終了時又はこれらの期間の途中で事業を中止する場合には、再生可能エネルギー発電設備を撤去すること、バイオマス発電については、発電設備の使用期間にわたって、地域に存するバイオマスを主に活用するものとすること等の必要な条件を付することが適当である。

4　認定に係る都道府県知事等への協議（法第７条第４項から第15項まで並びに基本方針第５の７（２）①及び②）

（１）計画作成市町村による協議

計画作成市町村は、申請を受けた設備整備計画が適当と判断した場合であって、当該設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が各個別法の許可等を要する行為であったときは、法第７条第４項各号に定める者（以下「都道府県知事等」という。）に様式例第６号を参考として、協議を行い、法第７条第４項第２号に掲げる行為のみが記載されている場合を除き、これらの同意があった場合には、当該設備整備計画を速やかに認定するものとする。協議に係る設備整備計画について都道府県知事等の同意の可否が分かれてしまうなど、当該設備整備計画を認定できない場合には、計画作成市町村は設備整備者に対して都道府県知事等の指摘等を踏まえ当該設備整備計画の修正を求めることが望ましい。

計画作成市町村は、設備整備計画について協議を行った都道府県知事等に対しては、様式例第７号及び第８号を参考として、当該設備整備計画を認定したか否かを通知するよう努めるものとする。

（２）都道府県知事等の同意等

法に基づく手続のワンストップ化の措置は、複数の手続に係る申請を一本化することにより、手続の簡素化を図るものであり、各個別法の規制を緩和することを趣旨とするものではないことから、都道府県知事等は各個別法の審査基準・手順に基づき同意の可否を判断するものとし、法第７条第９項から第15項までの規定による手続についても同様とする。都道府県知事等は、様式例第９号から第12号までを参考として、計画作成市町村に対し、同意の可否を回答するものとする。

また、当該協議については、各個別法の許可権者の審査を経ることで再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為を適正なものにするとともに、計画作成市町村以外の者が当該行為を複層的に確認するという効果がある。仮に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２の規定に基づき、都道府県知事が各個別法に関する事務を計画作成市町村が処理することとしている場合であっても、計画作成市町村が都道府県知事に協議することが必要であることに留意する。

当該協議において、都道府県知事等は、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行わない場合には、計画作成市町村がその認定を取り消すことを同意の条件として付するものとする。

なお、都道府県知事は、特に、再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合において、法第７条第４項に基づき計画作成市町村から当該行為に係る設備整備計画の協議があったときは、当該行為が法第７条第５項各号に掲げる要件に該当することを確認するに当たり、運用通知第２の１及び４のほか、以下の事項に留意するものとする。

①　第１種農地において再生可能エネルギー発電設備の整備を行う場合の確認事項

都道府県知事は、第１種農地における再生可能エネルギー発電設備の整備を含む設

備整備計画について協議があった場合には、その第１種農地が農業上の土地利用との調整が調った設備整備区域内の農用地であるか、設備整備計画に記載されている法第７条第２項第２号に掲げる事項（農林漁業の健全な発展に資する取組）について、地域の関係農業者やその組織する団体が構成員として参加する協議会において協議が調ったものであるかを十分確認するものとする。

② 同意の手続に係る留意事項

イ 農業委員会の意見の聴取

都道府県知事は、法第７条第５項の同意をしようとするときは、同条第11項第１号の規定に基づき農業委員会の意見を聴かなければならないとされているが、農業委員会は、運用通知の第２の２及び５に留意して行うことが適当である。

ロ 設備整備計画に対する同意に係る協議

都道府県知事が行う法第７条第９項第１号に掲げる行為に係る同項の協議は、様式例第13号を参考として、書面により行うものとする。

5 認定の通知

計画作成市町村は、設備整備計画を認定したときは、再生可能エネルギー発電設備等の設備整備者又は再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地の権利の設定若しくは移転に係る当事者に対して、様式例第４号を参考として、書面により通知するものとする。なお、当該書面は農地転用に係る不動産登記の申請に必要となる書類であることから、当該書面には、不動産登記法の規定による登記の申請において必要となる次に掲げる事項を記載することが適当である。

- 設備整備者又は再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地の権利の設定若しくは移転に係る当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在並びに代表者の氏名）
- 土地の所在、地番、地目（登記簿・現況）及び面積（登記簿面積）
- 再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地について権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
- 再生可能エネルギー発電設備等の種類

6 理由の付記

行政手続法（平成５年法律第88号）第８条第１項の規定により、申請により求められた許認可等を拒否する処分を書面でする場合は、申請者に対し当該処分の理由を示さなければならないとされていることを踏まえ、都道府県知事等は、法第７条第４項各号の協議に対し市町村に同意をしないときは、その理由を当該協議に対する回答に係る書面に記載するものとする。また、法第７条第15項において読み替えて準用する同条第11項に基づき農業委員会が指定市町村である計画作成市町村に対し認定しないことが相当であるとする内容の意見を述べる場合にも、同様とする。

なお、法第７条第９項から第11項までの規定による手続において農業委員会、都道府県森林審議会等が都道府県知事等に対し同意することが適当でないとする内容の意見を述べる場合等にあっても、その理由を当該意見に係る書面に記載することが適当である。

7 認定の取消し等（法第８条第３項及び基本方針第５の１（３））

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていない場合には、法第９条から第15条までの特例は適用されないこととなる。

また、計画作成市町村は、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネル

ギー発電設備の整備や農林漁業関連施設の整備を行っていないと認める場合には、その認定を取り消すことができる。また、これ以外の場合において、農林漁業関連施設の整備以外の農林漁業の健全な発展に資する取組を十分実施していないと認める場合や、認定設備整備計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、認定設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合には、その認定を取り消すことができる。認定を取り消す場合には、様式例第14号を参考として、その理由を明らかにした上で、認定設備整備者に通知するものとする。

このため、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていない場合やその認定が取り消された場合には、法第９条から第15条までの各個別法の許可等を受けていない状態となることから、この場合、例えば設備整備計画に基づき行われている農地転用について、農地法第51条第１項に規定する違反転用に該当するものとして所要の措置を講ずることとなるなど、各個別法に基づく是正措置が講じられることに留意するものとする。

なお、計画作成市町村は、設備整備計画の認定を取り消した場合には、遅滞なく、様式例第15号を参考として、当該認定設備整備計画について法第７条第４項に基づく協議を行った都道府県知事等に通知するよう努めるものとする。また、当該認定設備整備計画に基づく事業実施によって設備整備者は信頼性の向上等の便益を受けており、認定の取消しにより関係者に影響が生ずることから、計画作成市町村は、関係者に対し、認定を取り消した旨を通知することが望ましい。

８　認定設備整備者に対する指導及び助言（法第21条及び基本方針第５の１（４））

計画作成市町村は、認定設備整備者の認定設備整備計画の実施状況について確認を随時行い、その把握を行うものとする。また、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を行っていないと認められる場合には、計画作成市町村はその理由を聴取し、当該認定設備整備計画に従って当該整備及び当該取組を行うよう指導を行うとともに、必要に応じ、協議会の構成員となっている専門家等の知見等を活用した助言を行い、当該認定設備整備計画の適確な実施を確保するものとする。

なお、計画作成市町村は、農地転用に係る設備整備計画の進捗状況を把握した場合は、その内容を、認定に際して協議した都道府県の農地転用担当部局と共有することが望ましい。

また、計画作成市町村は、認定設備整備計画に従って事業が適切に実施されていないことを把握した場合には、認定設備整備者に対して速やかに指導を行うとともに、農業委員会は「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長及び農村振興局長連名通知）の規定により、違反を是正するための必要な措置を行うものとする。

バイオマス発電に係る設備整備計画については、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って、発電に供する原料の調達を適切に行い、地域に存するバイオマスを主に活用するものであるかを確認するため、計画作成市町村は認定設備整備者に対し、電力会社に提出したバイオマス比率計算方法説明書の提出を求めるとともに、発電に供する原料として木質バイオマスを活用している場合には、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成24年６月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知）の遵守状況等を確認するものとする。

第９　その他留意事項

1　工事用道路等の整備に係る農用地の一時転用の取扱い

法に基づく農地法の特例は、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備等の整備に係るものであり、別の土地に工事用の道路や資材置場等を設置するなど一時的な利用のための農地転用には適用されないことから、別途農地法第４条第１項又は第５条第１項に基づく一時転用の許可申請が必要である。

この場合、市町村が指定市町村以外の場合にあっては、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備全体が円滑に行われるよう、第４の２（２）①ニの調整と併せて、農業委員会及び都道府県の農地転用担当部局と十分調整を行っておくことが望ましい。また、市町村が指定市町村の場合にあっては、農業委員会及び当該市町村の農地転用担当部局と十分調整を行っておくことが望ましい。

なお、再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地とこれらの工事用道路等の用に供する土地に係る農地面積の合計が４ヘクタールを超えるときは、以下に留意すること。

（１）指定市町村以外の場合における農林水産大臣との協議

都道府県知事による設備整備計画に係る同意又は一時転用許可がそれぞれ必要となり、都道府県知事は、農林水産大臣とあらかじめ協議する必要があることから、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。第９の３を除き、以下同じ。）と事前に十分調整を行うこと。

（２）指定市町村の場合における農林水産大臣との協議

指定市町村による設備整備計画の認定又は一時転用許可がそれぞれ必要となり、指定市町村の長は、農林水産大臣とあらかじめ協議する必要があることから、地方農政局と事前に十分調整を行うこと。

２　風力発電設備のブレードの設置等を目的として農用地に区分地上権等を設定する場合の取扱い

法に基づく農地法の特例は、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る農地転用を対象とするものであり、風力発電設備のブレードの設置、小水力発電設備の導水路の埋設、送電用又は配電用の電線の架設等のために農用地に区分地上権等（民法（明治29年法律第132号）第269条の２第１項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利をいう。）を設定する場合には、別途農地法第３条に基づく許可申請が必要である。

この場合、市町村は、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備全体が円滑に行われるよう、設備整備計画に係る調整と併せて農業委員会と十分調整を行っておくことが望ましい。

3　基本計画を実施するための国・都道府県の施策の活用

市町村の基本計画の作成及びその円滑かつ確実な実施のためには、当該市町村の取組のほか、国・都道府県による農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に資する施策を活用することが有効である。例えば、農林漁業の生産活動に付随して発生するバイオマスを再生可能エネルギー電気の発電に利用することは、６次産業化の取組でもあることから、６次産業化を促進するための各種措置の活用が可能である。このため、市町村は、国・都道府県による施策についての情報収集を行うとともに、その活用方策を含め設備整備者をはじめとする地域の関係者に積極的に情報提供を行うことが望ましい。また、市町村のこのような取組を援助するため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、活用可能な施策の紹介を積極的に行うとともに、その活用に向けた助言を行うものとする。また、都道府県においても、当該都道府県の再生可能

エネルギー関連施策に関する情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。